



まちかどスナップ

お母さんが対象の健康教室行います

自治医科大学から高村寿子先生をお招きし、様々なレクをとおしてお母さんの心のリフレッシュを目的に健康教室を開催します。

参加は無料で、託児付きです。ぜひ、ご参加ください。

▷日時 11月1日(火)、8日(火)
午前9時半～正午

▷場所 町保健センター2階ホール

▷対象 開催日に両日参加できる未就学の子を子育て中の方

▷定員 先着30人

▷持ち物 筆記用具、託児の際に必要なもの

▷申込期限 10月21日

◆申込先・問い合わせ 町健康福祉課健康づくり係(内線145) へどうぞ。

子育てをお助け講座にご参加を

妊婦や未就園児の子を持つ親と家族を対象に「たんばぼ学級」を開催します。

託児付きですので安心してご参加ください。

▷日時 10月11日(火)

午前10時～11時半

▷場所 町中央公民館小ホール

▷内容 「お悩みすっきりカフェ」おいしいお茶を飲みながら、子育ての疑問や悩みを話してすっきりしましょう。

▷持ち物 親子のコップ

▷申込期限 10月10日

◆申込先・問い合わせ 町生涯学習課社会教育係(内線624) へどうぞ。

町職員人事異動(10月1日付)

◆消防防災課 ▷主事・伊藤智也▷主事・佐々木聖也▷主事・山崎昂太

芸術の秋を楽しむ陶芸教室ご参加を

自由に制作できる「秋の陶芸教室」へ参加しませんか。

▷日程 ▶船越公民館教室…10月14日(金)午前10時～正午

▶豊間根公民館教室…10月18日(火)午前10時～正午

▶中央公民館教室…10月21日(金)午後6時半～8時半

▷持ち物 エプロンか汚れてもいい服装、手拭きタオル

▷参加費用 1回1300円(粘土代と焼成費)

▷参加定員 各会場先着15人

▷申込方法 次の申し込み締切日の午後5時までに、お申し込みください。各教室ごとの締切日は▶船越公民館教室…10月11日▶豊間根公民館教室…10月14日▶中央公民館教室…10月18日です。

◆申込先・問い合わせ 町生涯学習課社会教育係(内線624) へどうぞ。

土地を取得した際の届出を忘れずに

土地を取得したときには、届け出が必要な場合があります。次のようなときには、届け出をお願いします。

◎大きい面積の土地取得時

▷届け出が必要な面積 ▶市街化区域…2千平方メートル以上▶市街化区域を除く都市計画区域…5千平方メートル以上▶その他の区域…1万平方メートル以上

▷届出先 取引した土地がある市町村

▷届け出をする期間 契約日から2週間以内

◆届け出先・問い合わせ 町建設課用地係(内線245) へ。

◎森林を買った時や相続した時

▷届出先 所有する森林がある市町村

▷届け出をする期間 契約日から90日以内

◆届け出先・問い合わせ 町農林課林業振興係(内線214) へ。

各種相談会を開催お気軽にご利用を

◎心配ごと相談所 【10月】

▷開設日と場所 ▶17日(月)…豊間根県営アパート集会所▶18日(火)…大沢小学校仮設談話室▶19日(水)…上徳漁具店仮設談話室▶20日(木)…織笠県営アパート集会所▶21日(金)…大浦漁村センター

▷時間 午後1時半～3時

◆問い合わせ 山田町社会福祉協議会(☎82-3841) へ。

◎行政相談

▷日時 10月18日(火) 午後1時半～3時半

▷場所 ふるさとセンター

▷内容 行政の仕事で納得できないことなどへの相談に応じます。

◆問い合わせ 町町民課地域安全係(内線126) へどうぞ。

法テラス大槌の無料相談ご案内

日本司法支援センター(法テラス)では、大槌町に出張所を開設しています。お気軽にご相談ください

◎無料相談

▷各専門家の相談日程 ▶月・水・金曜日…弁護士▶火曜日…司法書士▶木曜日…行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士

▷時間 午前10時～午後4時

▷場所 大槌町役場敷地内(大槌町上町)

▷予約受付時間 午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

◎休日・夜間無料法律相談

▷休日相談日 毎月第2日曜日 午前10時～午後4時

▷夜間相談日 毎月第2・第4水曜日 午後6時～8時

※変更する場合もありますので、お電話でご確認ください。

◆申込先・問い合わせ 法テラス大槌(☎050-3383-1350) へどうぞ。

介護家族のためのリフレッシュ教室

高齢者などを介護している方、これから介護が始まる方へ、リフレッシュ教室を開催します。

▷日時 10月26日(水)

午後1時半～3時半

▷場所 中央コミュニティセンター和室

▷内容 講座「リラクゼーションでよい眠り！」

▷講師 岩手大学三陸復興推進機構特任教授 佐々木誠 氏

▷申込期限 10月25日

◆申込先・問い合わせ あゆみ訪問看護ステーション山田(☎77-5757) へどうぞ。

自動車事故被害者救済制度あります

自動車事故で重度の後遺障害を負った方や亡くなられた方(加害者、被害者問わず)のご家族を救済する制度があります。

◎交通遺児等生活資金貸付制度(無利子貸付)

▷貸付金額 ▶一時金…15万5千円▶月々1万円または2万円▶入学支度金4万4千円(希望者のみ)

▷貸付要件 市町村民税が非課税か、均等割りのみ課税

▷対象者 0歳から中学3年生までの子ども

▷返還方法 原則として20年以内の月々均等払い

◎介護料支給制度

▷受給資格 自動車事故により重度の後遺障害を負ったため、常時または随時の介護を必要とする方

▷支給額 月額2万9290円～13万6880円(障害の程度、介護に要する費用に応じ支給)

※介護保険を利用されている方など、支給できない条件がありますので、お問い合わせください。

◆申込先・問い合わせ 自動車事故対策機構岩手支所(☎019-652-5101) へどうぞ。